

令和 8 年度後期技能検定の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定により、技能検定を次のとおり実施する。

令和 8 年 9 月 1 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 試験の方法

試験は、実技試験及び学科試験によって行う。

2 実施等級別職種及び実施日

(1) 特級

検定職種	作業名	実施日			
		実技試験			学科試験
		製作等 作業試験	判断等 試験	計画立案等 作業試験	
鋳造 金属熱処理 機械加工 非接触除去加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 プラスチック成形 パン製造	—	—	—	1 月 31 日	1 月 31 日

(2) 1 級及び 2 級

検定職種	作業名	実施日			
		実技試験			学科試験
		製作等 作業試験	判断等 試験	計画立案等 作業試験	
さく井	パーカッション式さく井工事	—	1 月 17 日		1 月 31 日
	ロータリー式さく井工事				1 月 31 日
金属溶解	鋳鋼溶解	◆	1 月 24 日	1 月 24 日	1 月 24 日
鍛造	ハンマ型鍛造	◆	—	1 月 24 日	1 月 24 日
金型製作	プラスチック成形用金型製作	◆	—	—	1 月 31 日
工場板金	機械板金	◆	—	—	1 月 31 日
	数値制御タレットパンチプレス板金	◆	—	—	1 月 31 日
機械検査	機械検査	◆	—	1 月 24 日	1 月 24 日
シーケンス制御	シーケンス制御	◆	—	1 月 24 日	1 月 24 日
半導体製品製造	集積回路チップ製造	—	1 月 24 日	—	2 月 7 日
	集積回路組立て	—	1 月 24 日	—	2 月 7 日
プリント配線板製造	プリント配線板製造	—	1 月 17 日	—	2 月 7 日
自動販売機調整	自動販売機調整	◆	—	—	1 月 31 日
鉄道車両製造・整備	鉄道車両点検・調整	◆	—	—	1 月 31 日
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て	—	1 月 17 日		2 月 7 日
農業機械整備	農業機械整備	◆	—	1 月 31 日	1 月 31 日
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	◆	—	1 月 31 日	1 月 31 日
和裁	和服製作	◆	—	—	1 月 31 日
パン製造	パン製造	◆	—	—	1 月 31 日
菓子製造	洋菓子製造	◆	—	—	2 月 7 日
	和菓子製造	◆	—	—	2 月 7 日
みそ製造	みそ製造	◆	—	—	1 月 31 日
建築大工	大工工事	◆	—	—	2 月 7 日
かわらぶき	かわらぶき	◆	—	—	2 月 7 日

配管	建築配管	◆	—	1月24日	1月24日
厨房設備施工	厨房設備施工	◆	—	(1級) 1月31日	1月31日
型枠施工	型枠工事	◆	—	(1級) 1月24日	1月24日
鉄筋施工	鉄筋施工図作成	1月17日	—	—	2月7日
	鉄筋組立て	◆	—	—	2月7日
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	—	1月17日		2月7日
防水施工	アスファルト防水工事	◆	—	—	1月31日
	合成ゴム系シート防水工事	◆	—	—	1月31日
	塩化ビニル系シート防水工事	◆	—	—	1月31日
	改質アスファルトシートトーチ工法防水工事	◆	—	—	1月31日
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事	◆	—	—	2月7日
カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事	—	1月17日		1月31日
ガラス施工	ガラス工事	◆	—	(1級) 1月24日	1月24日
機械・プラント製図	機械製図CAD	1月24日	—	—	1月31日
電気製図	配電盤・制御盤製図	1月24日	—	—	2月7日
金属材料試験	組織試験	◆	—	—	1月24日
塗装	鋼橋塗装	◆	—	—	2月7日
広告美術仕上げ	広告面ペイント仕上げ	◆	—	—	2月7日
	広告面粘着シート仕上げ	◆	—	—	2月7日

(3) 単一等級

検定職種	作業名	実施日			
		実技試験			学科試験
		製作等 作業試験	判断等 試験	計画立案等 作業試験	
バルコニー施工	金属製バルコニー工 事	－	1月17日		1月31日

(4) 3級

検定職種	作業名	実施日			学科試験
		実技試験			
		製作等 作業試験	判断等 試験	計画立案等 作業試験	
機械加工	普通旋盤	実施せず			2月7日
機械検査	機械検査	◆	—	—	2月7日
電子機器組立て	電子機器組立て	実施せず			2月7日
シーケンス制御	シーケンス制御	◆	—	—	1月24日
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	◆	—	—	1月31日
和裁	和服製作	◆	—	—	1月31日
建築大工	大工工事	◆	—	—	2月7日
配管	建築配管	◆	—	—	1月24日
鉄筋施工	鉄筋組立て	◆	—	—	2月7日
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーションCAD	1月17日	—	—	2月7日
機械・プラント製図	機械製図CAD	1月24日	—	—	1月31日
貴金属装身具製作	貴金属装身具製作	◆	—	—	1月31日
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ	◆	—	—	2月7日

◆印は令和8年12月4日（金）から令和9年2月14日（日）までの指定する日

3 技能検定の受検手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 受検手数料

受検する等級	令和8年4月1日 現在の年齢	実技・学科とも受検	実技のみ受検	学科のみ受検
全等級	23歳以上	21,300円	18,200円	3,100円
全等級	23歳以上 (在校生)	15,200円	12,100円	
1級、2級、単一等級	23歳未満	21,300円	18,200円	
1級、2級、単一等級	23歳未満 (在校生)	15,200円	12,100円	

3 級	23歳未満 (在校生)	10,700円	7,600円	
	23歳未満 (雇用保険被保険者)「※」	12,300円	9,200円	
	23歳未満 (在校生かつ雇用保険被保険者)「※」	6,200円	3,100円	
	23歳未満 (雇用保険未加入者)	16,800円	13,700円	

※ 実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である方のみが対象。ただし、雇用保険被保険者であっても証明書類の提出ができない方は減免措置の対象外となる。

注 「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

注 「23歳未満」とは、令和8年4月1日現在において23歳に達していない者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。

注 「雇用保険被保険者」とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者）をいう。

(2) 実施期日

令和8年12月4日（金）から令和9年2月14日（日）までの間において指定する日に行う。

(3) 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

(4) 問題の公表

実技試験問題は、令和8年11月27日（金）に新潟県職業能力開発協会が発表する。ただし、一部の職種については行わない。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

ウ 受検手数料

エ 本人確認書類の写し

(2) 提出先

新潟県職業能力開発協会

所在地 〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2（新潟県公社総合ビル4階）

電 話 025-283-2155

(3) 受付期間

令和8年10月5日（月）から令和8年10月16日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検するためには原則として一定の実務経験が必要になる。

イ 申請書の用紙及び受検案内は、新潟県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。

ウ 申請書は書留郵便で郵送し、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、申請は受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

エ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、前記1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

5 受検手数料の納入方法

実技試験の受検手数料の額及び学科試験の受検手数料の額（前記3の(1)に定められた額）を申請書に添えて納入すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る受検手数料の納入は要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

令和9年3月12日（金）に、新潟県ホームページで技能検定合格者の受検番号を掲示する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及び不合格者については、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については県知事名の合格証書が交付される。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話：025－283－2155）又は新潟県産業労働部雇用能力開発課（電話：025－280－5270）へ問い合わせること。